

# くらしの Information of Living 情報

**人のうごき**  
2月11日～3月14日に掲載確認できた方  
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	町内会
生まれた子 溝口 暁登	大和	美幸	21
谷口 慎風	公宏	恵子	北町2丁目 34区
牧野 風生	広太	由紀	11区
飯土 井結心	啓佑	陽都美	西町3丁目
今 夕莉	浩哉	綾	17区西町
杉口 咲花	直	陽香	17区
浦井 薫	韓 卿浩	絵美子	

**ご結婚**

新郎	新婦	町内会
野口 亮平	麻衣子	南町1丁目 27区
由川 浩士	香理	

**おくやみ**

亡き人	歳	届出人	町内会
河村 直人	65歳	河村 裕見子	南町2丁目
堤 茂一	100歳	岸本 美子	北町3丁目
尾上 スエコ	91歳	尾上 正雄	10南
鎌倉 三郎	89歳	片澤 光江	新栄
菖蒲 はぎの	92歳	菖蒲 義明	東町3丁目
若林 英樹	61歳	河村 裕見子	上岐登牛

**人口・世帯数 2月末日現在**

人口	8,382人	(前月比-)	2人
男	3,917人	(前月比-)	1人
女	4,465人	(前月比-)	1人
世帯数	3,999戸	(前月比-)	9戸
出生	8人		
死亡	12人		
転入	17人		
転出	15人		
その他	0人		

**無料法律相談**  
**4月27日(水)**  
午後1時～午後5時

森山大樹法律事務所(東町会館2階、完全予約制)  
予約・お問合せは15日(金)まで  
(役場企画総務課総務室)

## 税金・年金

**軽自動車税(種別割)の納付期限が変わります**

これまで町道民税・固定資産税・軽自動車税の第1期の納付期

**■町税の納付期限 (令和4年度以降)**

6月末	7月末	8月末	9月末
軽自	町道民・固定	固定	町道民
10月末	11月末	12月28日	1月末
固定	町道民	固定	町道民

・納付期限が休日の場合は、次の平日が納付期限となります。  
・軽自動車税(種別割)の納付書は6月1日、町道民税と固定資産税の納付書は7月1日に発付(発送)予定です。

限は7月でしたが、複数の町税に納付義務がある方のひと月にかかる負担を分散するため、軽自動車税の納付期限を6月に変更します。

**国民年金の保険料免除・納付猶予制度**  
国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除、猶予となる制度があります。免除や納付猶予が認められる期間は、翌年6月までです。申請日時点から2年1カ月前分までさかのぼって申請できます。

**若年者納付猶予** 一定以上の所得がある世帯主と同居している50歳未満の申請者本人および配偶者のみの前年所得をもとに審査されます。

**失業による特例免除** 申請する年度または前年度に失業(退職)していた場合に対象となります。申請時には雇用保険受給者証または雇用保険被保険者離職票が必要(申請者の配偶者・世帯主の前年所得により該当段階を判定されます)。

**「書かない窓口」が始まります**  
マイナンバーカードか運転免許証をかざすことで、住所・氏名・生年月日・性別などが印字された申請書が印刷される「書かない窓口」サービスが始まります。記入が必要なのは申請内容と署名のみになるため、簡単に申請できます。

**固定資産税(土地・家屋)課税台帳登録価格等の縦覧**  
令和4年度の固定資産税について、土地・家屋課税台帳に登録された価格等の縦覧を行います(地方税法第416条第1項)。

**固定資産税の納税者であれば縦覧できます。**特に、昨年1月1日から12月31日までの間に土地の売買、家屋の新築・取り壊し等を行った場合はぜひお越しください。

**期間** 4月1日(金)～8月1日(月)

**場所** 税務定住課(1階3番窓口) 持ち物 身分証明書(マイナンバーカード、免許証、保険証など)

**一部免除(一部納付)** 「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の3段階があります。

**全額免除** 免除期間は年金額を計算する際の資格期間に算入されます。全額納付に比べ、年金額は3分の1になります。

**申請方法** 印鑑をお持ちのうえ、役場1階1番窓口(税務定住課住民室)にて申請

**問合せ** 旭川年金事務所(☎72-5004)、役場の担当は税務定住課住民室(☎内線112)

**お問い合わせ** 旭川年金事務所(☎72-5004)、役場の担当は税務定住課住民室(☎内線112)

**必要なもの** マイナンバーカードか運転免許証(お持ちでない場合は、従来通り申請書にご記入いただくこととなります)

**問合せ** 税務定住課住民室(☎役場内線112・113)

## 犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼い犬は、登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。(狂犬病予防法)

**▼犬の登録**  
手続き 税務定住課で随時受付  
料金 3,000円(生涯に一度)

**▼狂犬病予防注射**  
今年度は表のとおり巡回します。お住まいの地域に関わらず、ご都合の良い日程にお越しください。

日付	時間	場所
5月12日(月)	9:00～10:10	第三地区コミュニティセンター前
	10:20～11:30	第二地区コミュニティセンター前
	13:30～14:20	第三分団消防庁舎前(西10号北26)
5月13日(火)	9:00～10:10	西部地区コミュニティセンター前
	10:20～11:50	17区町内会館前(北町5丁目8番)
5月14日(水)、6月4日(木)	9:00～11:30	保健福祉センター横

どうぶつクリニックPutih Labo(西3号北12、☎050-5358-8719)では随時受付中

は、案内はがきを郵送します。会場にお持ちください。(事前相談のうえ、獣医師が自宅などに伺うこともできます。)

**料金** 3,240円(年1回、注射済票交付料を含む)

**◆次の場合は役場まで**  
①転入者の方などで、前市区町村で犬を登録していた場合…登録手数料はかかりませんが、届け出は必要です。②動物病院等で狂犬病予防注射を受けた場合…狂犬病予防注射済票を交付します(550円)。③犬の所有者変更や、犬が死亡した場合…変更届が必要(550円)。

**問合せ** 税務定住課住民室(☎役場内線112・114)

## 補助制度

**空き家を活用しませんか?**

使用していない空き家はありませんか?町では、空き家を活用したり解体する場合に利用いただける制度を用意しています。詳しくはお問い合わせください。

**▼空家流動化対策事業交付金**

近年「一軒家に住みたい」という希望者が非常に多くなっていますが、なかなか住宅がありません。補助金を利用して空き家をリフォーム・リノベーションし、売買・賃貸しませんか?

**▼老朽空家等解体支援補助金**  
老朽化して使用していない空き家・物置などを解体する場合は、補助金を利用できる場合があります。解体前にご相談ください。

**問合せ** 税務定住課住民室(☎役場内線111)

## 各種住宅等補助

町内で住宅を新築またはリフォームしたり、空き家等を解体・改修する場合、費用の一部を補助する制度を設けています。制度ごとに条件がありますので、希望する場合は補助要綱(都市建設課と町HPにあります)を確認のうえ、お問い合わせください。

- ①景観住宅支援
  - ②二世帯居住推進
  - ③きた住まいる建設推進
  - ④新ストープ設置
  - ⑤既存住宅耐震改修
  - ⑥高齢者世帯リフォーム支援
  - ⑦高齢者住宅バリアフリー改修
  - ⑧高齢者住宅新築支援
  - ⑨合併浄化槽設置(個人設置)
  - ⑩空き家流動化対策事業
  - ⑪老朽空き家等解体支援
- ※⑦は公募期間(後日公表)に申し込みが必要です。
- 問合せ** ①～⑧:都市建設課建設室(☎役場内線248) ⑨～⑪:税務定住課住民室(☎内線111)

**おいしい水給水施設整備事業補助金**  
給水施設を整備する際の事業費の一部を補助しています。

**対象経費** ①井戸全体のポーリング、接続のための配管工事費 ②既存の井戸を再利用するための配管工事 ③水質基準に適合させる目的の水質浄化装置の設置・維持管理費 ④水質検査に要する経費

**補助金額** 対象経費の2分の1以内(ただし④は1回のみ)

**応募方法** 申込書(町HPに掲載、窓口で配布)に記入し提出

**申込先** 都市建設課建設室(☎役場内線248)

## 健康・福祉

**交通費の助成**

通院などを支援するため、3つの交通費助成制度を設けています。いずれも申請が必要です。

**▼高齢者ハイヤー・バス利用料金助成**

**対象者** 町内在住かつ住民基本台帳に登録されており、次の①または②に該当する方(東川町重度障害者交通費助成、東川町移送サービス事業および東川町外出支援事業の対象者、高齢者福祉施設等の入所者を除く)

①世帯員のうち65歳以上の方

員が自動車や運転免許を持っていない

②80歳以上で、自身が自動車や運転免許を持っていない

**助成額(年額)** 助成対象者が1人の世帯:1万5千円分、2人以上の世帯:2万2千円分

**助成内容** 次のどちらかを選択  
①ハイヤーチケット  
②バスICカード(1人あたりの上限額は1万5千円分)

※助成額を①②に振り分けることも可能

**申請方法** ①助成申請書(保健福祉課窓口にあります) ②印鑑

**▼重度障害者交通費助成**

**対象者** 重度心身障害者医療費受給者証が「障初」か「老初」で、次の①～⑤のいずれかに該当する方(生活保護受給者、福祉施設等の入所者は対象外)

①1級または2級の下肢・体幹・免疫・視覚障害者  
②1級の心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害者  
③療育手帳「A判定」  
④乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害者(児)のうち、移動機能障害者(児)

**助成内容** 1枚500円のハイヤーチケットを年間72枚交付。自